

## 五所川原市住宅リフォーム 助成事業

地域経済の活性化と市民の住環境向上対策の一環として、市内の施工業者を利用して自己の居住する住宅の修繕や増改築の工事を行う場合に、その経費の一部を助成します。

\*同一人または同一住宅につき1回限りとし、過去に本事業の助成を受けた方は申し込みできません。

**助成対象者** 次の条件をすべて満たす方

▷平成30年4月1日現在において、市内に居住し、住民登録をしている方

▷市税を滞納していない方

▷住宅の修繕や増改築の部分に関し、市の他制度の助成を受けていない方（助成を受けた箇所または受けようとする箇所を除けば申請可）

**助成対象住宅**

▷自己が所有し、自らが居住している市内の住宅

▷マンション等の集合住宅については自己専有部分

▷店舗等との併用住宅は自己居住部分のみ（住居部分の延床面積が建物全体の2分の1以上であること）

**助成対象工事** 次の条件を全て満たす工事

▷工事に要する費用が20万円以上（消費税額を除く）の工事

▷市内に本店を有する建設業者等（個人事業者含む）が施工する工事

▷助成金の交付決定後に着手し、平成31年1月末日までに完了する工事（例：部屋の増設、間仕切りの変更のための工事／屋根の葺き替えや塗装工事／外壁の張り替えや塗装工事／台所や浴室などの改修工事／壁紙や床などの張り替え、模様替え等の内装工事／襖の張り替え、畳の表替え／段差解消などのバリアフリー工事／屋根、雨樋などの改修工事 など）

\*工事完了した日から30日以内に実績報告書の提出が必要です。

**助成限度額・助成率** 対象工事費の20%（1,000円未満は切り捨て）以内で20万円を上限

**受付期間** 6月1日(金)～6月12日(火)

**受付場所** 2階会議室2D

\*予算を超える申請があった場合は、抽選で助成対象者を決定します。

\*6月12日(火)時点で予算に到達しない場合は、10月31日(水)まで先着順で受付します。ただし、予算に到達した時点で受付を終了します。

**申請方法**

\*申請書（4月2日より建築住宅課で配布または市ホームページから入手できます）に必要な事項を記入し、添付書類とともに持参してください。

\*詳細については、市ホームページ（4月2日より掲載）をご覧ください。

\*庁舎の移転に伴い、5月7日より内線番号が変更になります。

**問** 建築住宅課 内線2664

## 浄化槽設置費用の補助金制度 新築工事・改築工事いずれも対象です

**対象となる区域** 公共下水道処理区域、特定環境保全公共下水道処理区域（相内地区）、農業集落排水処理区域（梅田地区・藻川地区・蒔田地域）・漁業集落排水処理区域（十三地区）を除く市内全域

**補助対象の要件**

▷自らが居住することを目的とした住宅に浄化槽を設置する方または浄化槽が新たに設置される住宅を建築・購入する方

▷市税等を滞納していない方

▷市に住民登録をしている方または住民登録を行う方

\*着工前に申請し、市の確認を受ける必要があります。

\*平成31年3月11日(月)までに設置を完了し、同期日までに浄化槽設置完了報告書を提出する必要があります。

\*既に設置済みの浄化槽は補助対象外です。

\*店舗を含む住宅や一軒家の貸家の場合、別に要件があります。

\*浄化槽が新たに設置される住宅を購入する場合は、建築者が保管する補助対象であることを証する通知書が必要になります。

\*補助を受けた方は、浄化槽の使用開始後3年間に限り、浄化槽法第7条検査結果書および浄化槽法第11条検査結果書の写しを提出する必要があります。

<b>補助の限度額</b>	5人槽	35万2,000円
	6～7人槽	44万1,000円
	8～10人槽	58万8,000円

**補助の基数** 110基（予定）

**受付期間** 4月2日(月)～12月25日(火)

（土曜・日曜日、祝日を除く）

\*予算の範囲内で随時受付します。

\*申請に必要な書類は下水道課で配布します。

\*詳細は、市ホームページでも確認できます。

**申請先** 下水道課（字不魚住61-1） TEL23-6000

\*庁舎移転後の申請先は、新庁舎3階の下水道課（字布屋町41-1）となります。

## 浄化槽を正しく使いましょう

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を浄化するため、適正な管理が必要です。そのため、浄化槽法では次のことが義務付けられています。

▷定期的な保守点検

▷年1回の清掃

▷法定検査の受検（使用開始後および年1回）

法定検査は、浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかを判定するもので、一般社団法人青森県浄化槽検査センター（TEL017-726-9500）が行います。

また、浄化槽の使用開始時や廃止時、管理者の変更時などには、中津地域県民局環境管理部（TEL0172-31-1900）への届出等が必要です。